

判定活動要領（フローチャート）

1. 【指定地域避難所等への直接参集】

- 目黒区で 震度5弱以上：区からの参集要請を待たず、一般判定活動に先んじて参集

※震度4以下の場合、避難所は開設しません。

●参集完了・判定開始の連絡

※徒歩、自転車推奨

2. 【判定人員の確保】

- 原則として判定協力員1名以上 + 避難所運営員1名以上。

※避難所運営員がいない場合はこれに準ずる職員等に協力依頼。

※一般区民、避難者への協力依頼は安全かつ補助的作業のみ。

資機材リスト

3. 【判定資機材の確認】

- 防災倉庫内の資機材を確認・取り出し。

図面
施設台帳
→資機材

4. 【判定対象建物の確認】

- 棟配置・EXP.J位置・判定順位の確認。 {
1位：体育館棟
2位：職員室棟
3位：その他の棟}

5-1. 【判定調査】

- 「文教施設応急危険度判定調査表」で調査。
○文教マニュアル（抄）を用いる（※記入ガイド参照）。

調査表（RC造）
→資機材
調査表（S造）
→資機材
文教マニュアル（抄）
→資機材
記入ガイド（RC造）
→資機材
記入ガイド（S造）
→資機材

5-2. 【危険度の判定・表示】

- 判定ステッカー（建防協マニュアル・文教マニュアル共通）による表示。
◆判定結果が「要注意」（黄色）となる場合には、判定調査表のコメント欄、ステッカーの注記欄の記入に際し、避難所開設・運営判断に有効な指標となるよう十分配慮する。

※下記連絡先へ、調査票をそのまま送信（送り状無し）。

6. 【判定内容の説明・引渡し】

- 判定のコメント、注記について避難所運営員等に十分説明。
◆避難所の開設・運営に関する注意事項、気づいた点を説明する。
○資機材、記入済み判定調査表を避難所運営員等に手渡す。

●判定終了の連絡・FAX送信

7. 【解散】

- 各自現地解散

※その後的一般判定活動参加など、ご協力よろしくお願ひいたします。

<連絡先>

目黒区 総務部 施設課

電話：03-5722-9149

防災無線：104

FAX：03-5722-9336

防災FAX：404

Eメール：sisetu01@city.meguro.tokyo.jp